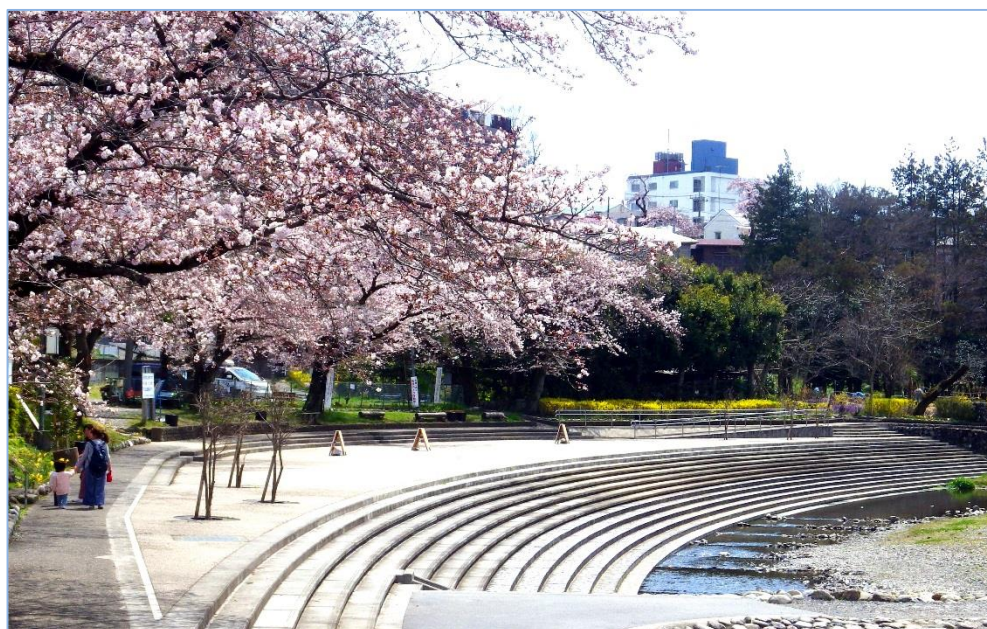


飯能河原ステージ広場利用案内

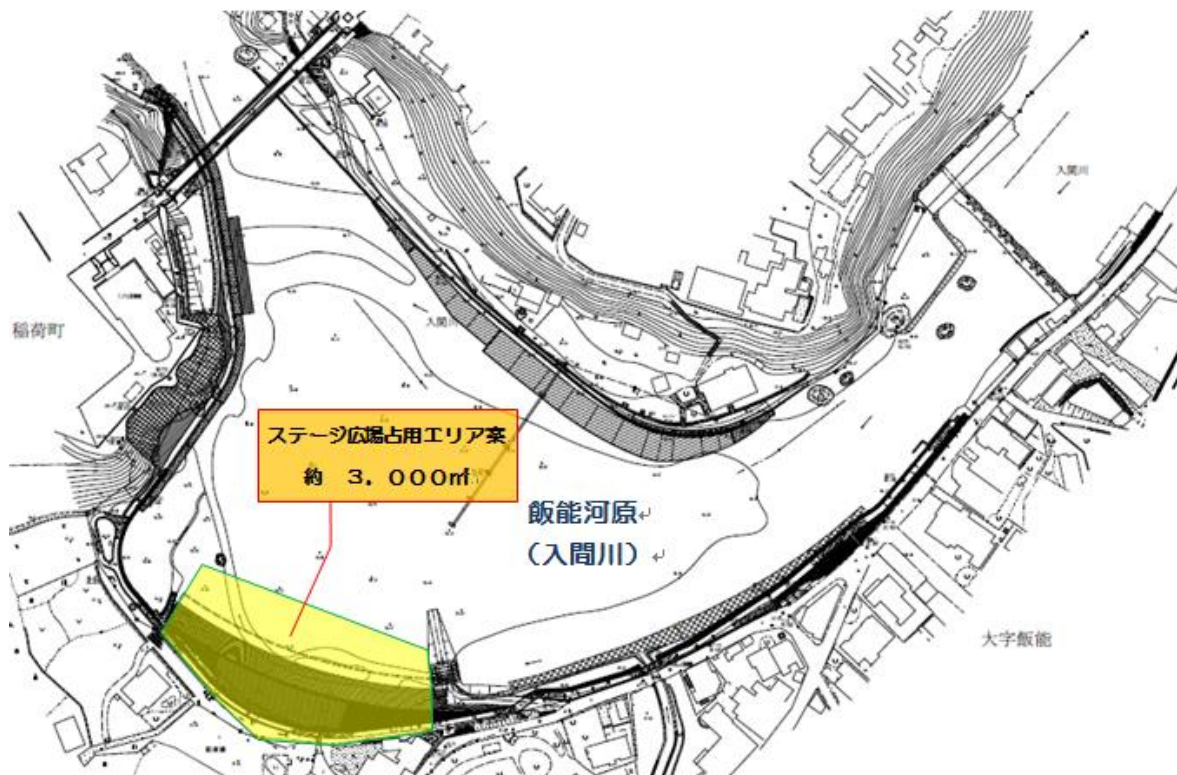


平成29年4月

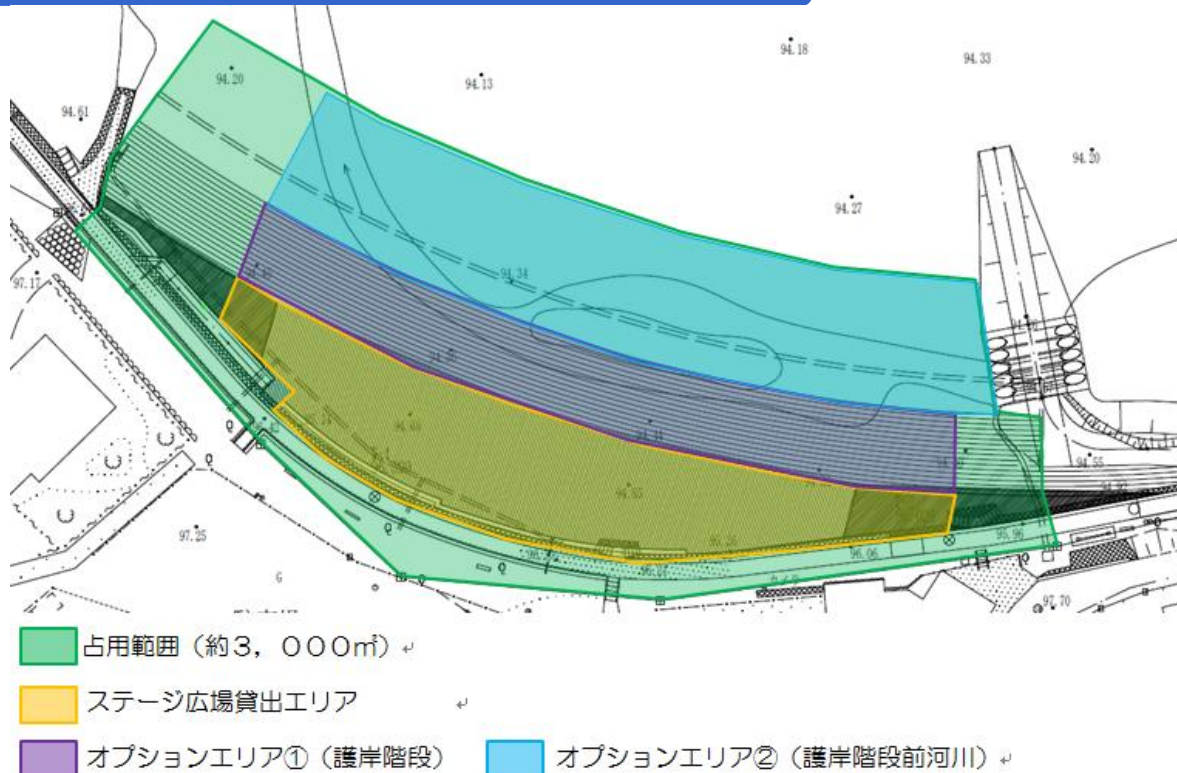
一般社団法人奥むさし飯能観光協会

ステージ広場及び周辺を含めた占用エリアは下記の約3,000㎡です。

飯能河原ステージ広場位置図



ステージ広場占用・有料貸出エリア平面図



1) ステージ広場の貸出について

- ① 貸出場所 飯能河原ステージ広場(所在:飯能市久下)
ウッドデッキ部分
オプション① ウッドデッキ河川側の階段部分
オプション② ステージ広場前の河川及び周辺の岸
- ② 貸出時間 午前7時～午後9時まで(準備～撤収の時間含む)

2) 利用料金について

- ① 利用料金 円/1時間 (準備～撤収の時間含む)

貸出エリア	商業行為(有)	商業行為(無)
ステージ広場	2,000 円	1,000 円
オプションエリア ①	1,500 円	500 円
オプションエリア ②	1,500 円	500 円

※準備・撤収時間についても貸出時間に含む。
※原則、料金の50%以上は申込時の支払いとする。

- ② 利用料金の減免
飯能市が主催し、又は共催する事業に利用するとき 免除
- ③ 利用料金の返還
申込者の責によらない天変地異や不測の事故・災害で広場の使用が不可能になった場合、全額返金。

3) 施設を利用できる団体について

- ①商業行為:無
飯能河原を魅力的な水辺空間へと演出し、周辺地域に賑わいと地域の活性化を図ることを目的としたイベントを企画する団体。
- ②商業行為:有
水辺空間の賑わいと地域の活性化を図ることを目的とした一般社団法人奥むさし飯能観光協会の会員であり、かつ飯能市が後援する事業を開催する団体。

4) ステージ広場の申込みについて

①申込先 (一社)奥むさし飯能観光協会 飯能市本町1番7号
電話042-980-5051

②受付時間 午前9時～午後5時(土日祝日、年末年始を除く)

③申込み方法

(一社)奥むさし飯能観光協会窓口へ申請書、使用料(50%以上の金額 ※残りの使用料については使用後速やかに支払)、使用企画書、団体の活動がわかる書類の他、必要書類を添えてお申込み。

④申込み期限 使用希望日の10日前まで

⑤使用解約 使用申込みの許可を得た後、申込者の都合で使用の取り消しをされた場合、以下の基準によりキャンセル料を徴収する。

使用当日から起算して

- 30日前まで…………… 使用料の0%
- 29日～11日前まで……… 使用料の50%
- 10日～当日まで…………… 使用料の100%

※申込者の責によらない天変地異や不測の事故・災害で広場の使用が不可能になった場合、使用料金は全額返金とする。また、強風・雨天の為やむを得ず中止する際は、協議の上、振替日を設けるか、もしくは使用料金の返還について協議する。



5) ステージ広場の使用制限

飯能河原ステージ広場は下記については、貸出し貸切利用をできないこととする。

- ① (一社)奥むさし飯能観光協会または飯能市による事業を開催するとき。
- ② 公の秩序または善良の風俗を乱すおそれがあると認められるとき。
- ③ 構造物(フェンス等)および附帯設備を破損するおそれがあるとき。
- ④ 特定の営利事業にステージ広場の名称を利用するとき。
- ⑤ 特定の政党の利害に関する事業及び公私の選挙に関し、特定の候補者を支持するために使用するとき。
- ⑥ 特定の宗教を支持し、または特定の教派、宗派もしくは教団を支援するために使用するとき。
- ⑦ 管理上支障があるとき。
- ⑧ ステージ広場貸出事業の目的に反すると認められるとき。
- ⑨ 大音響、煙、臭気、騒音、振動などを発生させ、他の使用者や一般市民、近隣市民に不快感を与えたり、危険が及ぶ恐れがあるとき。
- ⑩ 身体の危険を伴う恐れのある行為及び、使用者、他の使用者並びに一般市民に危険が及ぶ恐れがあるとき。
- ⑪ 年齢を問わず教育上支障があると認められるとき。
- ⑫ 申請書類の記載に虚偽が認められるとき。
- ⑬ その他「飯能河原利用調整協議会」等において不適切と認められるとき。
- ⑭ イベント開催中であっても、洪水警報等ステージ広場および周辺に危険が及ぶ場合。
- ⑮ 関係官庁からの中止命令が出た場合。

6) ステージ広場の注意事項

- 使用中、準備、撤収時間も含め、申込者又は責任者は会場に常駐すること。
- 使用日の10日前までにスケジュール・プログラム・設営(レイアウト)・設備等について施設管理者と打ち合わせをすること。
- 火器の使用については飲食物の販売においてのみとするが、使用する場合は防火対策等使用方法について詳細に計画案を作成し、安全に実施できるよう施設管理者と協議する他、関係諸官庁への届け出を行うこと。
- 河川及び周辺の自然環境に影響をおよぼす恐れがある行為は行わないこと。またその危険が考えられる行為を行う場合は事前に施設管理者と協議すること。
- 会場内での排水等は絶対に行わないこと。
- ハードロック・ヘビーメタル・パンクロック等の演奏はしないこと。
- ステージ広場に駐車場の用意はないので、参加者・来場者等に公共交通機関の利用を促がす旨の告知をすること。近隣住民の迷惑となるので路上駐車はしないことを併せて告知すること。
- 看板、ポスター、チラシ等は、所定の場所以外へ掲示しないこと。又、終了後は速やかに撤去すること。
- 喫煙する場合は、喫煙所を設け、所定の場所以外での喫煙はしないこと。
- 使用後のゴミはその日のうちに施設使用者側の負担で処理し、清掃し原状復帰すること。
- 使用後は、「ステージ広場使用報告書」を提出すること。
- 夜間の利用については、近隣に配慮すること。音響の音量、照明施設を設置する場合の、照度・光線角度等については特に配慮すること。
- 設備・備品は大切に使用し、付属施設(諸設備・器具・備品等)に破損、紛失等があった場合は施設管理者に連絡し、施設使用者の費用負担で弁償すること。
- 広場の使用中(般入・搬出時も含む)の人的・物的損害に対する賠償責任は申込者側の負担となりますので必ず保険に加入すること。又、使用期間中の観客の整理及び安全管理は施設使用者で責任をもって行うこと。
- 関係諸官庁への届け出が必要な場合は、施設使用者で事前に届出を行なうこと。届出の不備等で開催不能となった場合、施設管理者でその責任を負わず、使用料の返還は行わない。
- 簡易的な構造物を設置する場合は事前に関係官庁と協議すること。
- 停電、故障その他の理由により損害を受けることがあっても、その補償の責めを施設管理者は負わない。
- 使用の権利を他に譲渡・転貸はしないこと。
- 河川増水時等、緊急時における情報伝達態勢を整備し、利用者の避難・物的撤去についての措置を講ずること。
- その他、広場の利用に関しては施設管理者の指示に従うこと。